

調 達 仕 様 書

1. 本仕様書の目的

本仕様書は札幌市（以下「本市」という。）における住民税額の計算及び申告書作成システムを調達するうえで必要となる最低限の機能、構成及び導入要件等を示すものである。

2. 調達件名

令和3年度個人住民税額シミュレーションシステムサービス提供業務

3. 動作環境等

(1) システム種別

WEB システム

(2) 方式

ASP サービス

(3) WEB ブラウザ

- ・ Internet Explorer 11（ストアアプリ版を除く）
- ・ Microsoft Edge
- ・ Google Chrome
- ・ Firefox
- ・ Safari

※ その他一般市民が利用する可能性のある WEB ブラウザについても適宜本市と協議のうえ対応すること。

(4) PDF ビューア

- ・ Adobe Acrobat Reader DC

4. 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

（開 発 期 間：契約締結日から令和4年1月31日まで）

（運用・利用期間：令和4年2月1日から令和4年3月31日まで）

※ 導入について

契約締結日から令和4年1月31日までを開発期間とし、令和4年2月1日から令和4年度課税分を運用・利用できるよう、契約締結後に本市と協議のうえスケジュールを調整すること。

5. 履行場所

受託業者所在地

6. システム要求要件

(1) 概要

インターネットを通じて、住民税額の計算及び住民税申告書作成サービスを提供すること。

(2) 機能要件

① サービス、機能要件等について

ア. 調達システムを ASP サービス（※）として提供すること。なお、システムは本市のウェブサイトからのリンクにより一般市民がインターネットで利用可能であること。

※ ASP (Application Service Provider) とは、プロバイダ等の業者が保有するアプリケーション機能を、インターネットを通じて利用するサービスのことをいう。利用にあたっては、通常、受託業者のサーバ内にあるアプリケーションにアクセスするため、税制改正への対応に伴う改修（アプリケーションの更新）に際し、本市ホームページを修正する必要がなく、また、改修作業は受託業者が主体となって行うことから、仕様策定等に伴う本市負担が軽減される。

イ. インターネット上に個人を特定可能な情報（住所、氏名等）が流れない仕様であること。

ウ. 平成 29 年度申告分よりマイナンバーの記載が義務づけられたことから、利用 PC 等にデータが保持されることが無い仕様とすること。

エ. 所得金額等を入力して税額を計算する機能のほか、給与所得・公的年金等の源泉徴収票の収入金額、各控除額合計額をイメージで入力でき、また、複数枚の入力が可能であること。

オ. 上記以外の所得・控除等の明細が自由入力できること。

カ. 所得及び所得控除が住民税の値で自動計算され、住民税の試算ができること。

キ. 自宅等のプリンタで税額試算後の申告書の出力が可能であること。なお、出力様式は本市申告書の書式に準じること。

ク. 税額試算の内訳書の印刷が可能であること。

ケ. 年度切替時における税制改正対応（計算機能、住民税申告書様式等）作業及びそれに伴うアプリケーションの切替作業を行うこと。

コ. ASP サービスを実施するサーバは Tier4 を満たしプライバシーマークの認定を受けている受託者所有のデータセンターに設置すること。

サ. 個人情報サーバ上に保持しないこと（ただし、操作ログを除く）。また、個人情報がインターネットを経由しないこと。

シ. 「13. ウェブアクセシビリティへの対応について」のとおり、WEB アクセシビリティに対応されていること（JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA に準拠すること）。

ス. 現年及び前年の 2 年間分の試算及び申告書の作成が可能であること。ただし、初年度は最新年度（令和 4 年度課税分）のみとする。

セ. 「3. 動作環境等」に挙げた OS や WEB ブラウザにおいては、常にバージョンア

ップ等を確認し、保守内で最新のバージョンへの更新やセキュリティ対策の対応を行うこと。

ソ. パソコンのほか、スマートフォン及びタブレット等のモバイル端末でも動作可能であること。

タ. ユーザーによる操作から画面表示が完了するまで3秒を超えないこと。なお、同時アクセスによりレスポンスが低下する場合には10秒を超えないこと。ただし、ユーザーの環境に依存する部分を除く。

チ. 本市ホームページに掲載している各種申告書様式のリンク先を掲載すること。

ツ. 税額計算結果が反映された個人市・道民税申告書をPDF形式でパソコン等にダウンロード可能とし、当該PDFファイル上に住所・氏名等の個人情報を入力可能とすること。

② 設定作業について

ア. 上記ASPサービス開始に伴う調達システムのパラメータ設定や申告書様式の設定等初期設定作業を行うこと。

イ. パラメータの設定は均等割及び所得割の判定において、本市の基準に対応できること。

7. その他

① システム利用について、本市職員からの電話及び電子メールによる問い合わせへの対応を含めた運用支援を実施すること。またその体制を本市に提示すること。

② 24時間365日稼働できるシステムであること。ただし、予期せぬ障害や災害、サイバーテロ、制度改正に伴うアプリケーション切替作業時は除く。

③ 調達システムの導入により、本市のネットワークや既存の他システムに影響がないこと。

④ 月別のアクセス件数・稼働実績・サービス停止時間を取得・集計し、本市に報告すること。なお、当該報告の方法・様式等については契約締結後に本市と協議のうえ決定する。

⑤ 本業務において開発した調達システムは、履行期間終了後3か月の間、削除せずに受託業者のサーバー内に保持すること（履行期間終了後3か月以内に、本件と同種の業務について本市と再度契約した場合に、改めて開発を行わずとも引き続き運用・利用すること。）。

⑥ 本市が2月から3月頃にかけて運営する住民税申告会場において、市民が本調達システムを利用して市民税・道民税申告書を作成した際に、市民が使用したパソコン等の端末機器（6(2)①ソ）から、職員において当該端末機器から申告書データを含む全ての個人情報を削除するための仕組み（職員においてバッチファイル等を実行することにより、当該端末機器から全ての個人情報を削除する等の方法を想定）をCDやDVD等の媒体により提供すること。なお、この個人情報を削除するための仕組みの提供方法や媒体等については、契約締結後に本市と協議のうえ決定する。

8. 障害発生時の対応及び発注者からの問い合わせ対応

システムに障害が発生した場合は原因調査を行い、障害発生時の原因分析、迅速な復旧作業及び必要に応じたリカバリ作業等に対応できるよう、市民サービスに支障が生じないように対応できる体制、電話やメールでの連絡がとれるような体制を整え、誠実に対応すること。また、障害管理体制、運用管理体制、主任担当者、発注者からの問い合わせ窓口について、発注者へ報告すること。また、これらに変更となる場合は、速やかに発注者へ報告すること。

なお、次の場合を除き、障害回復作業着手から原則1時間以内に復旧すること。

① 障害発生時刻が開庁日の0時から9時の場合

当日9時までに原因調査を開始し、障害回復作業着手から原則1時間以内に復旧すること。

② 障害発生時刻が開庁日の18時から23時59分までの場合

翌開庁日の9時までに原因調査を開始し、障害回復作業着手から原則1時間以内に復旧すること。

③ 障害発生時刻が閉庁日の場合

上記②に同じ。

9. 導入計画の策定及び開発スケジュール等について

受注者は契約締結後速やかに開発スケジュール、担当者、その他本業務の導入に必要な設定作業等を示した「導入計画書（案）」を発注者と協議のうえ決定すること。

また、試験について、発注者からの問い合わせ等に適切に対応できるよう体制を整えること。

10. 成果物

(1) 開発工程

税額シミュレーションシステムのサービス利用（システム運用）上、必要となる運用手順・制限事項、提供機能の利用方法等について、設計書等を作成し、主管課へ提供すること。

(2) 運用工程

7④に示す内容について、取得対象月の翌月5日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに、所定のメールアドレスに送信すること。なお、成果物については、暗号化（自己解凍方式のものに限る。）の措置を施すこと。

また、税制改正に伴うアプリケーションの改修作業により、税額シミュレーションシステムのサービス利用（システム運用）上、必要となる運用手順・制限事項、提供機能の利用方法等に変更が生じた場合は、設計書等を作成し、主管課へ提供すること。

11. サービス提供時間帯

常時サービスを提供することとする。

ただし、メンテナンス等によりサービスを提供することができない時間帯が発生する場合は、主管課と協議のうえ、メンテナンス等を実施すること。

12. ウェブアクセシビリティへの対応について

Web 技術を用いて市民や事業者等の外部利用者向けに公開する画面については、利用者の身体的制約・環境によらず、提供される情報や機能を誰もが支障なく利用できるように配慮する必要がある。

このため、総務省が定める「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html) に従い、以下の対応を取ること。

(1) 目標とする達成等級

JIS X 8341-3:2016（2021年3月現在）の等級AA（一部準拠）

(2) 適用する達成基準

JIS X 8341-3:2016（2021年3月現在）のA及びAAのうち、非該当項目を除く全て

(3) 対象範囲

税額シミュレーションのうち委託部分の全てのコンテンツ。なお、PDF ファイルは(1)(2)で求める要件の対象外とする。

(4) JIS X 8341-3:2016（2021年3月現在）に基づく試験の実施

業者において JIS X 8341-3:2016 及びウェブアクセシビリティ基盤委員会の示す「JIS X8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に基づく試験を実施し、適用する達成基準の要件を満たすことを確認した上で納品すること。

【参考】

ウェブアクセシビリティ基盤委員会「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」(<https://waic.jp/docs/jis2016/test-guidelines/201604/>)

(5) 試験結果の公開

試験結果を Web 上で公開すること。公開する試験結果については、それ自身を等級AAに準拠したHTML ページとすること。また、原則として当該サイト・システムの全画面から2クリック以内に辿り着けるよう、フッター等にリンクを配置すること。パッケージシステムの仕様等により各画面に任意のリンクを設置できない場合は、当該システムの利用方法等を示したページ等にリンクを配置すること。

13. 再委託の禁止

受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。

14. その他

- ・ 本契約又は本サービス（業務）に関し、発注者が第三者に公表する場合には、その公

表内容、公表時期、公表方法等について、発注者と受注者が事前に協議のうえ、定めるものとする。

- 受注者は、システム開発及び運用に係る経費について、年度末に請求を行うものとする（全額完了払い）。
- この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して定める。
- 契約後における連絡調整先（主管課）は、次のとおり。

【担当】 札幌市財政局税政部市民税課市民税係 Tel011-211-2272